

やまぐちの中小企業の 元気のために!!

経営についてのご相談はございませんか？

山口県中小企業再生支援協議会は、経営者の**相談役**です。

皆様のために私たちがサポートします。

秘密厳守
相談無料



事業
再生



経営
改善



中小企業再生

1. 中小企業再生支援協議会について

●中小企業再生支援協議会とは？

中小企業の再生を支援する、「国の公的機関」(経済産業省委託事業)です。
「産業競争力強化法」に基づき、47都道府県に設置されています。

●中小企業再生支援協議会の特徴は？

国の公的機関なので、

1. 守秘義務が厳守・徹底されており、安心して相談できます。
2. 公正中立な立場で金融機関をはじめとする関係者間の調整を行います。

●具体的な支援内容は？

経営に関する相談対応から再生計画策定支援まで、問題解決に向けた支援を実施しています。
詳細は、「3.再生支援の流れ」を参照ください。

●山口県の中小企業再生支援協議会は？

1. 公益財団法人やまぐち産業振興財団が、国から委託を受け運営しています。
2. 再生に関する知識と経験を持つ金融機関実務経験者等のスタッフが常駐しています。
3. 設立から15年間で、560社以上から相談を受け、260社を超える再生計画の策定のお手伝いをしています。
4. 山口県内の中小企業支援団体・金融機関・信用保証協会など、地域が一体となってバックアップしています。

2. 支援対象

◎山口県内のすべての中小企業事業者(公序良俗に反する企業は対象外)

例えば…

- 資金繰りが悪化している
- 赤字決算が続いている
- 過去の借入金が負担である
- 金融機関との調整に困っている
- 金融機関から計画書の提出を要請されている
- 自社の問題点についてアドバイスがほしい
- 自社の改善策についてアドバイスがほしい
- 再生に向けての強い意志がある

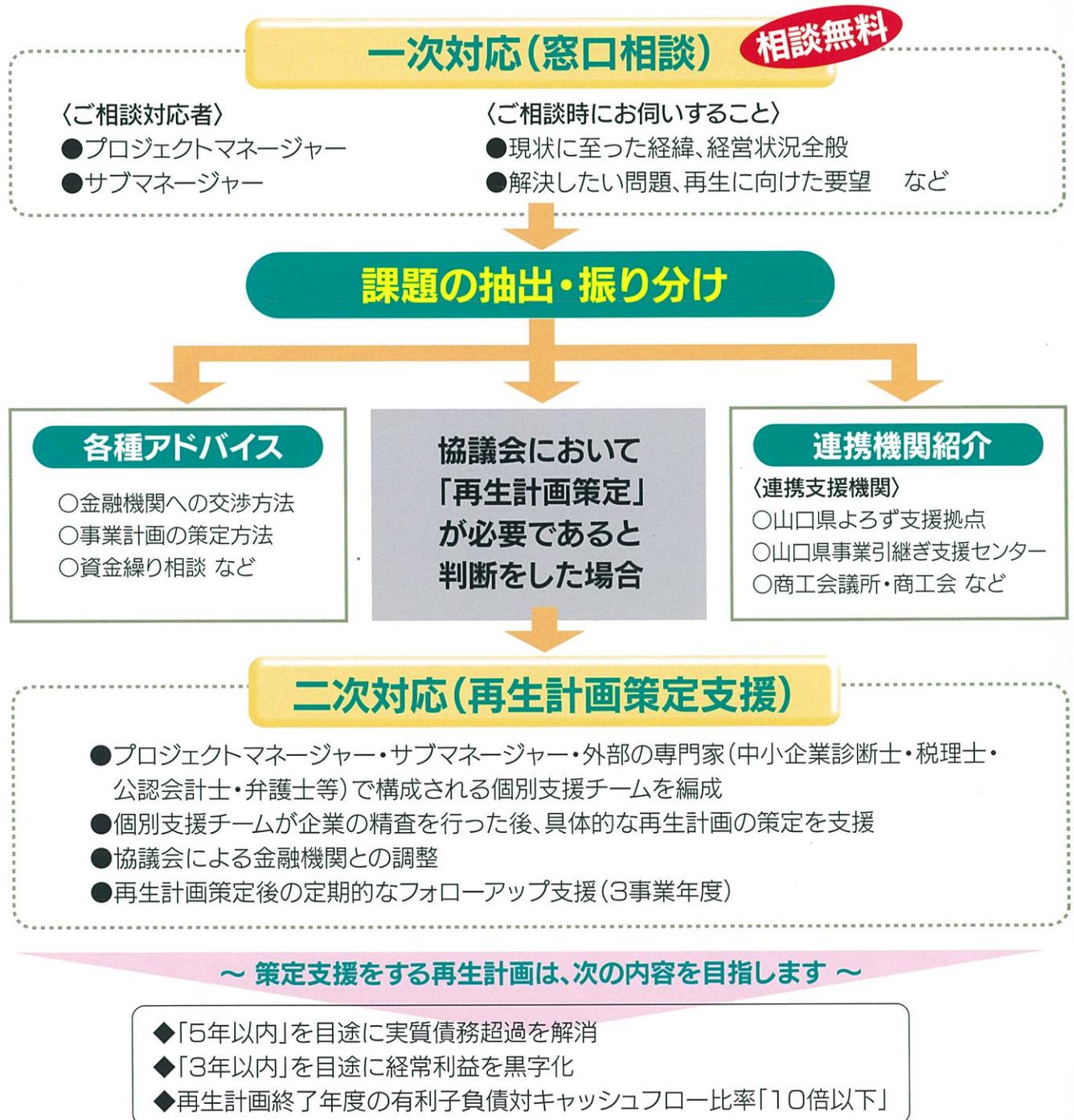


経営改善」に向けた取り組みをお

再生支援協議会は中小企業・小規模事業者のため、下記の2つの事

生 支 援 事 業

3. 再生支援の流れ



※二次対応における外部の専門家の支援につきましては、相談企業に費用が発生する場合がありますが、事前に協議をさせていただきます。

※再生支援協議会では、融資および融資のあっせん等は行っていません。あらかじめご了承ください。

手伝いします!

を行っています

経営改善支援センター事業

1. 経営改善支援センターと経営改善計画策定支援事業について

1) 経営改善支援センターとは

「経営改善計画策定支援事業」の申請受付やお問い合わせへの対応を行うために、47都道府県の中小企業再生支援協議会内に設置されている「国の公的機関」です。
山口県では、山口県中小企業再生支援協議会内に設置しています。

2) 経営改善計画策定支援事業とは

国の認定を受けた専門家(以下「認定支援機関」)の支援を受けて経営改善計画を策定する場合、計画を策定するための費用の2/3を支援する事業です。
平成29年5月より新たな支援方法が加わり、経営改善計画策定支援事業は事業者に適した支援方法が選択できるようになっています。



2. 支援対象……事業の「カイゼン」をご希望の事業者が対象です

例えば…

- 創業後の資金繰りを安定させたい
- 売上を伸ばしたい
- 受注が増加し運転資金を調達したい
- 設備投資のための新規資金を調達したい
- 財務・経営分析を行いたい
- 事業承継のために経営体制を強化したい

といった課題の「カイゼン」に向け、**黒字・赤字事業者にかかわらず**ご利用いただけます。

3. 経営改善支援の流れ

STEP 1

まずは身近な専門家や金融機関へのご相談から

- ▶ 『認定支援機関』や『経営改善計画策定支援事業』について、身近な専門家や金融機関に問い合わせしてみましょう!
- ▶ 山口県経営改善支援センターにお問い合わせ頂いても結構です。

STEP 2

『経営改善計画策定支援事業』の申請

- ▶ 税理士・中小企業診断士などの『認定支援機関』と一緒に、山口県経営改善支援センターへ申請を行いましょ!
- ▶ 経営への想いや方向性などを『認定支援機関』やメイン行と共有しましょ!

STEP 3

計画の策定、金融機関への説明・提出に向けて

- ▶ 『認定支援機関』のアドバイスを受けながら、具体的なアクションプランや計数などの実行できる計画を策定しましょ!
- ▶ メイン行や、必要に応じて山口県信用保証協会と意思の疎通を図りつつ計画策定を進めましょ!

アクションプランの実行・計画の実現へ!

山口県中小企業再生支援協議会へのご相談にあたって

相談の手順

1. 「再生支援相談申込事業概要書」へのご記入とFAX送信

「再生支援相談申込事業概要書」の内容に沿ってご記入いただき、山口県中小企業再生支援協議会までFAXをお送りください。

※上記概要書は、公益財団法人やまぐち産業振興財団のホームページから「山口県中小企業再生支援協議会」のページにアクセスしダウンロードできます。

ホームページ <http://www.ymg-ssz.jp>

2. ご相談予約のお電話

FAXをお送りいただいた後、送達確認と相談日時予約の電話をお願いします。

相談時に必要な書類

- ◆財務状況が分かる資料(直近三期分の決算書、税務申告書など)
- ◆借入状況が分かる資料(借入金一覧表など)
- ◆資金状況が分かる資料(資金繰り表など)
- ◆業務内容が分かる資料(会社案内、パンフレットなど)
- ◆受注明細表(建設関連企業) など

経営者保証に関するガイドラインについて

「経営者保証に関するガイドライン」の適用開始(平成26年2月1日より)に伴い、中小企業再生支援協議会において、早期の事業再生等を支援するため「経営者保証に関するガイドライン」に基づく保証債務の整理の支援を行っております。

1. 支援対象 主たる債務者である中小企業の経営者で、当該企業の保証債務整理を求められている個人。

2. 支援内容 経営者保証に関するガイドラインに沿って、保証債務の整理のご相談に応じます。利用をご希望の方には、専門家を派遣しアドバイスします。

山口県経営改善支援センターへの申請にあたって

申請時に必要な書類

中小企業・小規模事業者は、経営改善計画策定支援事業を利用する場合、認定支援機関と連名で「経営改善支援センター事業利用申請書」、あるいは「経営改善支援センター事業(早期経営改善計画策定支援)利用申請書」を、添付資料とともに山口県経営改善支援センターに提出していただきます。

※利用申請時をはじめ、その後の費用支払申請・モニタリング費用支払申請時といった各ステージ毎の申請書類一式は、山口県経営改善支援センターのホームページにアクセスしていただければダウンロードできます。

※記入例や経営改善計画書の概要なども、2つの支援方法別に掲載しております。詳しくは、山口県経営改善支援センターのホームページをご確認ください。

ホームページ <http://www.ymg-ssz.jp/kaizen/>

早期経営改善計画策定支援

1. 支援内容 認定支援機関である外部専門家の支援を受け、資金繰り計画や採算管理などの基本的な計画書を策定するための費用の2/3(上限20万円)を支援する事業です。平成29年5月29日より開始しています。

2. 特徴

- ①金融支援を必要としない、簡潔な計画です
- ②計画策定から1年後のフォローアップで進捗状況を確認できます
- ③策定した計画をもとに、自社の経営を客観的に把握できます
- ④必要に応じ本格的な経営改善や事業再生の支援策をご紹介します

スタッフ紹介

山口県中小企業再生支援協議会

藤田 直	統括責任者／金融機関出身
田邊 文雄	統括責任者補佐／金融機関出身
鬼村浩一郎	統括責任者補佐／金融機関出身
福嶋 幹夫	統括責任者補佐／金融機関出身
佐川 和生	統括責任者補佐／金融機関勤務(出向)

山口県経営改善支援センター

藤田 直	センター長／再生支援協議会 統括責任者兼務
白松 秀隆	専門相談員／中小企業診断士・社会保険労務士
藏重 範夫	専門相談員／再生支援協議会 事務局兼務

山口県中小企業再生支援協議会 構成団体

- 山口県商工会議所連合会
- 山口県商工会連合会
- 山口県中小企業団体中央会
- 株式会社日本政策金融公庫下関支店
- 株式会社日本政策金融公庫山口支店
- 株式会社商工組合中央金庫下関支店
- 株式会社山口銀行
- 株式会社西京銀行
- 山口県信用金庫協会
- 山口県信用組合
- 山口県信用保証協会
- 山口県弁護士会
- 一般社団法人山口県中小企業診断協会
- 日本公認会計士協会中国会山口県支部
- 中国税理士会山口県支部連合会
- 公益財団法人やまぐち産業振興財団



公益財団法人 やまぐち産業振興財団

〒753-0077 山口市熊野町1番10号
ニューメディアプラザ山口ビル8階

◆受付時間/8:30~17:15(土・日・祝祭日除く)



山口県中小企業再生支援協議会

TEL 083-922-9931
FAX 083-922-9932

山口県経営改善支援センター

TEL 083-921-8039
FAX 083-921-5676

